

第 1 1 8 回香芝市都市計画審議会要約会議録

1 招集年月日 平成 2 8 年 2 月 2 5 日 午前 1 0 時

2 招集場所 本市役所 3 階 第 1 会議室

3 議事

(1) 議案審議

1) 第 1 号議案 大和都市計画公園の変更 (香芝市決定) について
(香芝市提案)・・・原案承認

2) 第 2 号議案 大和都市計画道路の変更 (香芝市決定) について
(香芝市提案)・・・原案承認

第 1 号議案及び第 2 号議案 B について、次のような質問や意見、回答があった。
なお、第 2 号議案 A について質問・意見はなかった。

会長 第 1 号議案について、質問はありますか。

質問 8 ページの施設配置計画図において、従来の野球場を多目的広場に変更されていますが、この広場の使用目的は、どういう想定で計画しているのですか。野球も含まれるのか、もしくは野球などの球技を禁止するのですか。

回答 野球を全面的に禁止するものではないですが、多目的な広場であるので、色々な使い方がありと想定しております。具体的な管理・運営のあり方については現在検討をしております。

質問 香芝市では野球チームも多いです。香芝市に野球ができるグラウンドはある程度ありますが、招待試合や公式試合をするには狭く、他市にグラウンドを借りるためにお願いに行かないといけない現状があります。
多目的広場で野球をすると、違うスポーツをしている方にボールが飛んでくるなど安全の問題もあるかと思いますが、そのあたりをどう考えているのですか。

回答 市内で野球ができる場所は、基本的には高塚グラウンド、観正山グラウンド、高山台グラウンドの 3 箇所ございます。ソフトボールが可能な健民運動場もございます。計画する段階で利用状況を調査し、土日祝日の平均で約 5 ～ 7 割程度で切迫した状況でないという考えの下で、ニュースポーツができる多目的広場とした経緯があります。

但し、一律に野球やソフトボールを禁止するのではなく、利用状況を鑑みて、考慮していきたいと考えております。

質問

市内に他のグラウンドがあることは把握していますが、試合をするには駐車場が不足しています。大きな施設が整ったところで、野球を含めたいろいろなスポーツをしたいという市民の思いも強くなるだろうと感じています。そのようなことも配慮していただきたい。

また、多目的広場で野球をするには、マウンドやバックネットも作らないといけない。検討課題になると思いますが、考慮していただきたい。

回答

野球をするにはマウンドを高くすることや、区域を限定させることなど、詳細な検討のなかで決めていきたいと考えております。

質問

敷地内に河川が見られます。恵まれた自然や河川を活かしたオートキャンプ場や野外活動センターは検討しなかったのですか。

回答

当スポーツ公園は、恵まれた自然環境の中で、スポーツを通じ健康づくりや世代間交流の促進に寄与することを目的としております。また、現況の自然を極力保全し、自然の中での散策や展望を楽しむ空間を計画しております。このようなことから、キャンプ場等の施設計画は、現在のところはございません。

質問

せっかく豊かな自然があって、河川も流れているなら、それを活かした、費用も多くかからないキャンプ場をなぜ考えられないのですか。

回答

スポーツ公園の区域は、大部分が国定公園の特別地域に入っており、規制等の関係で、キャンプ場の施設計画はしておりません。

質問

考え方としてなかったのですか。

回答

自然公園の規制があったので、施設整備の計画に至りませんでした。

質問

河川を活かして、簡単な水遊びなどもスポーツの一種だと思います。そういうことは、どう検討したのですか。

回答

元々スポーツ公園というところから、この計画は始まっております。キャンプ場までの検討には至っておりません。お話にあった川も、川という川ではなく、水が流れている程度でございます。

また、キャンプ場は夜間の使用や火を使うことにもなりますので、慎重に検討させていただきたいと思います。

意見

他市町村に行けば、もっと大きなオートキャンプなどスポーツもできる場所がたくさんあります。火を使うからダメではなく、前向きに検討してもらいたいです。

質問

1 ページの変更理由について、「経年変化を踏まえた」というのは、予算面やニーズなどがあると思いますが、具体的にはどのようなものがありますか。

回答

先ほどの話でも出た野球場も元々は計画していましたが、時代の流れに伴い、野球人口の他サッカー人口も増えました。多目的広場では、フットサルをできるようにすると共に、グラウンドゴルフ等の需要も高まってきたので、対応するために多目的広場へ用途の変更をしました。

また、区域変更した箇所のパールについては、現在は総合公園にあるパールを移転する考えがでてきたこともあります。

質問

ニーズの変化等をしっかり考えていると感じました。
次に3 ページの「段階的整備」とはどういうことですか。

回答

概算の事業費等をお示ししたとおり相当高額な費用が出ております。まずはこういった費用面から見た段階的整備が必要だと考えております。その中でパールについては、今ある総合公園のパールの移転に合わせて、パールの開設をするように考えており、その次のステップとして、多目的広場や競技場の整備を段階的にしていきます。

質問

概算費用の話がでしたが、77億1000万は今の段階の概算のマックスと考えていいですか。

回答

現在は基本設計の段階で、詳細設計をした場合この費用が上がる可能性はあります。予算の精査をし、事業費については総合的に今後も検証していきます。

質問

詳細設計ではないので、もちろんおっしゃっているとおりだと思いますが、77億が詳細設計によって、85億に膨れ上がったということにならないようにするという考えはないのですか。

回答 もちろん、費用対効果からいっても費用はできるだけ抑えたいという考えはあります。

意見 平成25年、26年に発掘調査をした文化財があるので、保存に配慮していただきたいと思います。

回答 委員がおっしゃるように、平成25年と平成26年の調査では遺構、遺物が発見されております。但し、この区域は作業用の通路も整備されていないため小規模な発掘調査しかできておりません。アクセス道路の整備に伴い、大々的な調査をしていきたいと思います。

意見 スポーツ施設と遺跡の相互の関係をうまくやっているところがあり、名古屋市瑞穂にある瑞穂競技場は、競技場を建てる際に発掘調査をし、縄文時代の貝塚が出てきました。現在競技場のスタンドの下に行くと、貝塚のレプリカがあり、主要な部分は残っています。スポーツ関連施設の中でも文化財が保存されている事例として、紹介いたします。

会長 次に、2号議案Bについて質問はありますか。

質問 9ページの鎌田狐井線は、香芝市の重要な文化財である狐井城山古墳を通過していますが、変更しなくていいのですか。

また、近鉄線の南側である磯壁、狐井、良福寺から近鉄五位堂駅まで行く道で、4mで通り抜ける道路はひとつもありません。都市計画道路を変更する以上、そのあたりはどう考えていくのですか。

回答 まず、古墳付近の都市計画道路について、現在都市計画道路全般の優先順位決める整備プログラムを策定しているところで、それに則って、今後この鎌田狐井線が施行予定の段階になった時には、詳細な設計をする必要がございます。その中でご指摘のあった部分について最終的には変更になるかもしれませんが、それは詳細設計をした上での検討とさせていただきます。

次に、五位堂駅へ狭い道が多いというご指摘については、都市計画決定の変更とは直接の関係はありませんが、道路の拡幅等の計画もあるので、ご理解いただきたいです。

質問 朝、五位堂駅をメインにしている人も多いです。迷惑をしている人が多いなかで、計画道路にないのはおかしいのではないですか。

回答 市でもその要望は把握しており、狐井から五位堂駅に抜ける道路の拡幅を平成28年度から予定しております。但し、この話は今回の都市計画道路の変更に関係のないことから、また別の機会に委員には拡幅計画の説明をさせていただきたいと考えております。

質問 1本五位堂駅に抜ける計画道路を作ってほしいです。3m弱しかない道路が通学路になっていて、人通りも多く、子供も大変。現実に市民が困っているものを直すことも都市計画ではないのですか。

会長 市として、都市計画道路の設定ではなく、道路の拡幅計画を持っているということですね。それについては、十分に計画を練っており、早く開通する方向で動いているという認識でよろしいですか。

回答 はい。市道の拡幅計画を都市計画道路と別に持っております。その部分は市として真摯に対応したいと考えております。

質問 文化財としての考え方はどうですか。

意見 鎌田狐井線の法線の決まった経緯はわかりませんが、法線が狐井城山古墳の外堤に当たります。さきほど、おっしゃったように詳細な線を決めるときには、文化財の保存の観点から十分に配慮していただきたい。

会長 古墳付近の線形の変更については、今後検討の余地があるということで理解してよろしいですか。

回答 はい。

会長 他の意見がありますか。なければ、第2号議案を了承してよろしいですか。

一同 異議なし

質問 確認しておきたいことがあります。1号議案は区域の変更は了解しますが、1ページ目の備考欄の内容についても了解したことになるのですか。

回答 備考欄も都市計画決定の内容となっております。

会長 スポーツ公園にどのような施設を作るのかということも含めての了承ということになるわけですね。とすると、修正になるのでしょうか。

回答 今回の変更については、平成13年に計画案がつくられており、それを踏襲した形での変更になっております。その変更もパブリックコメントなどで市民の意見を募集した上での案であるので、我々の考えでは、このまま行きたいという思いがあります。

会長 3ページの変更理由にある平成13年に基本計画、平成26年に変更とあるが、平成13年時点では野球場で平成26年に多目的広場に変更したという理解でよろしいでしょうか。

回答 はい。市民ニーズや事業費の縮減等を考慮して、平面的な整備ということで多目的広場へ変更しております。

会長 その基本計画の見直し案は、どこかで公表していますか。

回答 ホームページ等で掲載しております。

質問 委員から確認があり、備考欄も含めての変更であるということであり
ます。

区域の変更にはなんら異議申し上げることはありません。

サッカーの人口の増加もあり、多目的広場でフットサルができると言いますが、競技場の芝生でもできると感じます。それならば、多目的広場ではどんなスポーツができるのか、変更理由書との整合性があるのかという点で疑問に感じます。

多目的広場の利用方法については、もう少し議論が必要であるのではないですか。

会長 備考欄についての審議会としての付帯意見をつけることは可能なのでしょうか。

回答 野球場がなくなった経緯から少し詳しく説明させていただきたいと思
います。

この区域は自然公園の特別地域に入っています。もともと野球場とい
っても、芝生の上で野球をする程度の計画でありました。というのも、
特別地域では高さの制限がきつく、バックネットや照明施設、スタンド
も設置しづらいです。そういったことを踏まえて、多目的広場に変更さ

せていただきたいという経緯があります。

多目的広場での野球も可能ではありますが、本格的なバックネットや照明施設は設置できないので、こういう表現になることをご理解いただきたい。また、この案もパブリックコメントを通じて市民の声も聞きましたが、多目的広場を野球場に戻すような意見はありませんでした。

会長

多目的競技場にもスタンドはありますが、非常に低いスタンドであるという理解でよろしいでしょうか。

回答

多目的競技場も、高さを規制の中で収まるように設計しております。

質問

市の意見もわかりますが、他市町村では立派な施設を持っていることを視察で知っております。野球は国民的なスポーツです。観覧席の高さはしょうがないですが、野球をする環境を整える検討はしていただきたいです。

意見

多目的広場で野球も、他のスポーツもできるといわれるが、この際野球場としては使わないなどの明確な判断が必要かと思います。

また、審議会としての決議として、どのような形になるのでしょうか。それぞれの意見があるので、全会一致にはならないと思います。付帯意見を添付するのか。多数決にするのか。

質問

確認ですが、都市計画区域の変更が今回の都市計画変更の一番大きな部分ですが、備考欄部分だけの変更は都市計画の変更は必要になるのですか。審議会の審議が再度必要になるのですか。

都市計画法の中で、条文に書き込まれているかどうかポイントになると思います。

質問

区域を変えることとプールを設置することは、密接な関連があるため、切り離すことは不可能だろうと感じます。しかし、野球場と多目的広場は区域の変更に関連が薄いと思います。

審議会としての結論をどう出したらいいのでしょうか。

回答

備考欄の変更が都市計画決定の変更にあたるかは、調査中ですが、今回の変更で区域面積は縮小しております。多目的広場の使用目的は検討の余地はありますが、施設自体の変更は、原案の規模の中で変更は難しいです。そういったことを考慮して、審議会としての決議をしていただきたいと思います。

会長

ということは、備考欄も含めた都市計画案を了承してほしいということですね。時間も押しているので、備考欄も含めた計画で賛否を問います。

香芝市都市計画審議会条例の第5条の2に「審議会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」となっております。

第1号議案に賛成いただける委員は、挙手をお願いします。

賛成8、反対1で、過半数をいただいたことからこの審議会として了承することといたします。

※審議会としては備考欄も含めた多数決をとりましたが、後日、備考欄のみの変更は都市計画変更手続きの対象でないことを確認しました。